

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札、応募者数		継続支出の有無	
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 滋賀県大津市黒津4丁目2番2号 R5.4.6～R6.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 大野 公久 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号	令和5年4月5日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所の地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶案内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に16者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	25,168,000	25,168,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性の向上・確保するため、令和6年度に一般競争入札へ契約方式を見直すこととする。	有
R5那珂川環境整備事業検討業務 R5.4.13～R6.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸那珂川水系 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	令和5年4月12日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 所地1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川環境管理シートの作成及び利用実態調査「那珂川緊急治水対策プロジェクト」による河川整備事業と連携して良好な水辺空間を創出するための検討等を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験などを求めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5那珂川環境整備事業検討業務「リバーフロント研究所」日水コン設計共同體は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	32,395,000	32,351,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川の環境整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争に対する提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号地 (淀川河川事務所及びその管内) R5.4.14～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 淀川河川事務所 余川 知美 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和5年4月13日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川河川事務所(以下「事務所」という。)管内の河川事業及び河川行政(以下「河川事業等」という。)を推進するため、「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領」(令和3年2月)(以下「運営要領」という。)に基づく連携方策の検討及び具体化するための河川レンジャー活動等の支援を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に18者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	88,781,000	88,781,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域と連携した河川事業の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有
円山川生物環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津屋山地先～兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 R5.4.14～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 荒谷 芳博 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和5年4月13日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、令和4年度までのモニタリング調査結果に基づき、河川工事に伴う河川環境への影響分析・環境に配慮した整備事業の効果とりまとめ及び円山川水系自然再生計画に基づく整備事業(中瀬遊水地湿地再生等)の具体化検討等を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に31者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	51,172,000	51,150,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、環境に配慮した河川事業の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11番1号 R5.4.14～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 近畿技術事務所 増田 安弘 大阪府枚方市山田池北町11番1号	令和5年4月13日	河川財団・日本工営設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に23者から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	52,624,000	52,624,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川維持・維持費用の効率削減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有

R5鬼怒川・小貝川 河川管理施設監理 検討業務 下館河川事務所管 内 R5.4.15～R6.2.28 土木関係建設コ ンサルタント業務	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 下館 河川事務所長 海津 善和 茨城県筑西市二木成 1753	令和5年4月14日	設計共同体 公益財団法人河川 財団他1者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、河川管理施設の 点検結果等の状態把握を基に劣化等を踏まえ、河川管理施設の劣化等が進行する可 能性及び河川管理に与える影響を踏まえ、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効 率的・効果的に実施するための検討を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実行方針 及び特定テーマに関する提案などを求め、公平性、透明性及び客観性が 確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R5鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 河川財団・建設技術研究所設計共同体 は、技術提案書をふまえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契 約を行うものである。	35,189,000	35,134,000	99.8%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組み を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向 上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企 業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確 保が十分に図られており、問題は無い。
R5京浜管内河川 管理施設監理検討 業務 茶浜河川事務所管 内 R5.4.18～R6.2.29 土木関係建設コ ンサルタント業務	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 京浜 河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見 区鶴見中央2-18-1	令和5年4月17日	設計共同体 公益財団法人河川 財団他1者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、堤防点検や河川監視業務を 踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川河川管理施設 の点検方法や分析・評価、河川監視実施方針の評価とりまとめを行うとともに、堤防舗装や 橋木管理方法の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術者の経験及び 能力、実行方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公 募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R5京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計 共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者 と契約を行うものである。	37,829,000	37,818,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組み を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向 上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企 業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確 保が十分に図られており、問題は無い。
R5霞ヶ浦水環境 対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所 管内 R5.4.19～R6.3.22 土木関係建設コ ンサルタント業務	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 霞ヶ 浦河川事務所長 山本 雅子 茨城県潮来市潮来 3510	令和5年4月18日	設計共同体 公益財団法人河川 財団他1者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 北浦の水質改善のために流入負荷抑制対策の留意点の整理、施設配置に伴うモニタリング 計画や流域との連携推進における課題整理と対応策の検討を行うとともに、対策施設の設 計を行う。また、既存浄化施設等の評価検討、リバーサイドの検討設計を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務 に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行っ た。R5霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ た当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	49,929,000	49,929,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、霞ヶ浦の水環境対策検討といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組み を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向 上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企 業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確 保が十分に図られており、問題は無い。
R5荒川上流管内 河川管理施設監理 検討業務 荒川上流河川事務 所管内 R5.4.19～R6.3.31 土木関係建設コ ンサルタント業務	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 荒川 上流河川事務所長 大東 浩一 埼玉県川越市新宿町 3-12	令和5年4月18日	設計共同体 公益財団法人河川 財団他2者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを 含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポー ザル方式により選定が行われた。 R5荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタンツ・河川財団・関東建 設設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、左記 業者と契約を行うものである。	38,984,000	38,929,000	99.9%	公財	国認定	2	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組み を実施したことにより、複数者からの応れが実現していると考えられ、点検 の結果問題はない。また、企業競争における提案書の審査等 においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は ない。
神戸港整備事業に 伴う船舶航行安全 対策検討業務 神戸市港区摩耶埠 頭地先(摩耶埠頭 沖) R5.4.19～R6.3.15 建設コンサルタン ト等	分任支出負担行為担 当官 近畿地方整備局神戸 港湾事務所長 中本 隆 兵庫県神戸市中央区 小野浜町7-30	令和5年4月19日	公益社団法人神戸 海難防止研究会 兵庫県神戸市中央 区海舟通5	9140005020285	本業務は、神戸港の海上工事及び現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとり まとめるものである。学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、船舶航行への影 響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、内容が総合的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成 する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技 術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するも のである。 参加可能業者が32者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に24者 から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技 術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当時の要求す る要件を満たしていることから公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	17,482,568	17,468,000	99.9%	公社	国認定	1	無	本業務は、大阪湾沿岸道路西伸部拡張といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める 取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き 透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むもの とする。また、企業競争における提案書の審査等において も公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は ない。
R5利根川下流部 自然再生検討業務 利根川下流河川事 務所管内 R5.4.25～R6.3.15 土木関係建設コ ンサルタント業務	分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 利根 川下流河川事務所長 小瀬 隆正 千葉県香取市佐原イ 4149	令和5年4月24日	設計共同体 公益財団法人河川 財団他2者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画等に基づき、利根川下流部において多様な生物の 共生・生育が可能な河川環境を保全・再生するために、自然再生整備の調査・検討等を行う とともに、自然再生地を活用した地域連携企画等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、自然再生整備箇所 の中間評価の手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定 を行った。 R5利根川下流部自然再生検討業務エコー・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案 書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と 認められたため、左記業者と契約を締結を行うものである。	49,225,000	49,225,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契 約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とし た適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める 取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き 透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むもの とする。また、企業競争における提案書の審査等において も公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は ない。

<p>淀川生態環境保全 分析業務 大阪府枚方市新町 2丁目2番10号他 (淀川河川事務所 及びその管内) R5.4.25～R6.3.29 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担 当官 近畿地方整備局 淀川 河川事務所長 谷川 知実 大阪府枚方市新町2丁 目2番10号</p>	<p>令和5年4月24日</p>	<p>公益財団法人河川 財団 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手 方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したと ころ、申請期間内に33者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書 の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書 及び技術提案書を選定した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方 とするものである。</p>	<p>44,517,000</p>	<p>43,879,000</p>	<p>98.6%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、淀川環境を保全及び再生といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。</p>	<p>有</p>
<p>R5関東地域にお けるグリーンイン フラ活用検討業務 関東地方整備局管 内 R5.4.26～R6.2.29 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当 官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央 区新都心2-1</p>	<p>令和5年4月25日</p>	<p>公益財団法人日本 生態系協会 東京都豊島区西池 袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地域におけるグリーンインフラの活用と、多様な主体と連携した生態系ネット ワークの形成推進の方策について検討を行うものである。また、前述の方策の検討と推進を 図るため関東エコジナル・ネットワーク推進協議会(以下、「推進協議会」という。)の運営補 助等も行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、関東エコジナル・ ネットワーク基本計画における中期目標を達成するためのプログラム取組手法の検討方法 について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認 められたため、左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>20,988,000</p>	<p>20,614,000</p>	<p>98.2%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川環境整備の構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>R5河川水辺の国 勢調査(河川版)総 括とりまとめ・分 析検討業務 関東地方整備局管 内 R5.4.27～R6.2.29 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当 官 関東地方整備局長 廣瀬 昌由 埼玉県さいたま市中央 区新都心2-1</p>	<p>令和5年4月26日</p>	<p>公益財団法人リ バポート研究所 東京都中央区新川 1-17-24</p>	<p>1010005018655</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和4年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国勢調査(河川版)」の調査 結果を収集した上で、整理を行い、情報提供システムの更新・支援を行うとともに、河川 環境の実態や変遷について分析しとりまとめることを目的とする。また、河川環境管理の高度 化に向けた新たな河川環境情報基盤の整備に関する調査データの収集・整理・活用事例 集作成を行う。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、河川環境の現状及 び河川管理上の課題解決に向けた、生物調査結果の総括・分析検討方法について技術提 案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人リバポート研究所は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切 と認められたため、左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>59,026,000</p>	<p>58,960,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川環境の実態把握といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>R5・R6荒川下流 河川整備方針検討 業務 荒川下流河川事務 所管内 R5.4.27～R6.5.31 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 荒川 下流河川事務所長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41- 1</p>	<p>令和5年4月26日</p>	<p>設計共同体 公益財団法人河川 財団他1者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川下流部における河川整備状況の課題整理及び評価等を行い、今後の河川 整備の改修方針等について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「同種又は類似業 務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業 務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定 テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価 型)」により選定を行った。 R5・R6荒川下流河川整備方針検討業務建設技術研究所・河川財団設計共同体は、技術 提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うも のである。</p>	<p>59,994,000</p>	<p>59,994,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川整備の改修方針といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>R5渡良瀬遊水地 エリアエコジナル ・ネットワーク等 検討業務 利根川上流河川事 務所管内 R5.4.28～R6.3.21 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 利根 川上流河川事務所長 津森 貴行 埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1</p>	<p>令和5年4月27日</p>	<p>公益財団法人日本 生態系協会 東京都豊島区西池 袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコジナル・ネットワークの推進に向けた取組の検討をお こなうものである。また、利根大堰周辺地区の環境について動植物の生息状況と治水を踏ま えて検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、採掘環境とコウト リ定着の関係の評価する手法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル 方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と 認められたため、左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>22,099,000</p>	<p>22,077,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川環境と治水といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して おり、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>R4常陸河川国道 那珂川事業計画検 討業務 那珂川水系 R5.4.28～R5.12.22 土木関係建設コ ンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担 当官 関東地方整備局 常陸 河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町 1962-2</p>	<p>令和5年4月27日</p>	<p>設計共同体 公益財団法人河川 財団他2者 東京都中央区日本 橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトについ て、事業箇所毎の課題を踏まえた対応策及び事業全体の工程計画等の検討を行うもので ある。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験など を含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R4常陸河川国道那珂川事業計画検討業務河川財団・エコー・パンフィクンコンサルタンツ 設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業 者と契約を行うものである。</p>	<p>22,671,000</p>	<p>22,671,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川の事業計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施して おり、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>

R5江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R5.4.28～R6.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 守安 邦弘 千葉県野田市宮崎134	令和5年4月28日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「江戸川」の特性を踏まえて、点検及び評価を適切に実施するための手法についてなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R4江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・日本工営・キタック設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	40,722,000	40,700,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
淀川生態系ネットワーク形成方策とりまとめ業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号地 (淀川河川事務所及びその管内) R5.4.29～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知実 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和5年4月28日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,156,000	13,123,000	99.7%	公財	国認定	1	有	本業務は、淀川の生態系ネットワーク構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。
R5利根川水系既存資料活用方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R5.5.3～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 津森 貴行 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和5年5月2日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系の事務所が保管する河川改修資料(古図等)(以下、「既存資料」という)を収集整理し、必要に応じて資料のデジタル化を図り、アーカイブ化の検討及び広報等の活用方策について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川水系における既存資料活用方策の検討手法について技術提案を求め、プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5利根川水系既存資料活用方策検討業務河川財団・建設技術研究所・パンフィクコンコンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	64,823,000	61,028,000	94.1%	公財	国認定	1	有	本業務は、治水事業における検証と広報といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R5利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所 R5.5.3～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 津森 貴行 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和5年5月2日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川上流管内における堤防植生の維持管理を効率的に行うための分析手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R5利根川上流管内維持管理方策検討業務エコー・河川財団設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	37,950,000	37,950,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R5渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R5.5.3～R6.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 権森 裕司 栃木県足利市田中町661-3	令和5年5月2日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R5渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	61,633,000	61,633,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目地先 R5.5.10～R6.1.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局大阪港高・空港整備事務所長 畑 千加 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	令和5年5月10日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海神通5	9140005020285	本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、「内容が技術的に高度な」業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が37者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に21者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	11,979,000	11,880,000	99.2%	公社	国認定	1	無	本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

令和5年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R5.5.13～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 高知県四万十市右山2033-14	令和5年5月12日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	14,982,000	14,982,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、四万十川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和5年度 伊勢湾港湾機能継続計画実効性向上検討業務 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 中部地方整備局副局長 佐々木 源次 中部地方整備局 徳島県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和5年5月15日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の伊勢湾港湾機能継続計画手続書(案)を活用した訓練の実施及び課題等への対応を検討するものであり、検討結果については、伊勢湾港湾機能継続計画、伊勢湾の緊急保航線等航路開閉計画及び伊勢湾港湾機能継続計画手続書(案)に反映及び改善するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案書」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、左記業者を契約の相手方として特定した。よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、左記業者と随意契約を行うものである。	19,918,394	19,899,000	99.9%	公社	国認定	1	有	本業務は、伊勢湾港湾機能継続計画の強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むことと競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
琵琶湖河川事務所管内河川管理施設監理検査業務 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号 R5.5.19～R5.12.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 大野 公久 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号	令和5年5月18日	河川財団・中央復建コンサルタント 設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに現状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事象を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあつてのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案書の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10社あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に19社から入札説明書等のダウンロードがなされ、1社から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1社を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	29,392,000	29,392,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理施設の監理検査事業推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。
令和5年度九州管内港湾における中長期ビジョン検討業務 福岡県福岡市 R5.5.19～R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和5年5月19日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあつては、港湾が目指すべき目標を設定することが重要であり、専門的な技術が要求されることから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)についてプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	25,619,000	25,520,000	99.6%	公社	国認定	1	有	本業務は、港湾の機能・役割に対応するための方針・施策等をまとめ、九州管内港湾の将来像についての検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和5年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R5.5.24～R6.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 関 健太郎 徳島県徳島市上吉野町3-35	令和5年5月23日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワークの検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	19,899,000	19,866,000	99.8%	公財	国認定	1	有	本業務は、吉野川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、契約準備期間等の確保や仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入要件等の見直しや参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むことと競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
令和5～7年度 全国水質現況評価検討業務 四国地方整備局 R5.5.24～R7.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 四国地方整備局長 高津 美和 徳島県高松市サポーター3-33	令和5年5月23日	河川財団・建設環境研究所・日水口設計共同体 公益財団法人河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	63,580,000	63,580,000	100.0%	公財	国認定	1	無	本業務は、水質の維持及び改善といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

R5多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系経管管理区間 R5.6.2～R6.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年6月1日	設計共同体 公益財団法人リパフフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するため、自然再生の対策手法に関する検討や河川環境管理計画に関する検討等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施ロー、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R5多摩川河川環境管理検討業務/リパフフロント研究所・エコ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	25,795,000	25,740,000	99.8%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川の環境整備計画の策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
河川環境管理のためのシステム構築に向けた詳細設計業務 R5.6.7～R6.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 奥村 康博 茨城県つくば市旭1	令和5年6月5日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、国が管理する河川を対象に、河川環境管理の効率化、高度化に資するため、河川水辺の国勢調査等の河川環境データを一元的に管理し、三次元河川管内図や河道基盤情報化システム等の他のシステムと連携できるシステムに向けた詳細設計等を行うものである。本業務の実施にあたっては、治水、環境、維持管理の相互の関わりを表現するための総合評価図作成にあつての留意点及びヒアリングにおいて有識者から幅広い意見を引き出すための工夫点を検討できる能力が必要であり、これが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した17者の中、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	55,066,000	65,010,000	118.1%	公財	国認定	1	無	本業務は、河川環境データの一元的な管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和5年度 揖斐川下流河川管理施設等監視設計業務 R5.6.7～R6.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所長 大坪 壮紀 三重県桑名市大字福島465	令和5年6月6日	共同提案体(設計共同体)公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曾川下流部の直轄管理区間を対象に、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行していくために、堤防等の点検結果等に基づき「負担・損傷における程度の評価、原因の把握、進行の可能性や河川管理に与える影響等」についての評価を実施し、対策工法(優先順位)、モニタリング計画の検討等を行い、河川管理の基礎資料を作成するものである。 上記業者は企画提案書の提出があつた2者のうち企業及び設置予定管理技術者の実績、信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	20,196,000	19,811,000	98.1%	公財	国認定	2	無	本業務は、河川管理の適切かつ適正な遂行といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことに伴い、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度大規模地震発生時における港湾施設を活用した被災者支援等のあり方検討業務 神奈川県横浜市 R5.6.6～R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	令和5年6月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模地震などの大規模災害発生時における港湾施設の利用方法のあり方について検討を行うものである。 また大規模災害発生時において、港湾施設の利用によるスムーズな復旧・復興支援に向けた情報発信及び関係機関との連携のあり方について検討を行うものである。 本業務の遂行にあつて、発災直後の混乱が想定されるなかで「ムース」被災者の支援等を行うためには、マニュアルや計画に依らず、過去の事例なども参照しながら、あるべき支援の姿についての検討が求められる。 そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「大規模地震発生時における港湾施設を活用した被災者支援等のあり方を検討する上での着眼点について」 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人 日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先と特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人 日本港湾協会と随意契約するものである。	19,173,000	19,162,000	99.9%	公社	国認定	1	無	本業務は、港湾の事業継続計画といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和5年度開門航路船舶航行安全対策検討業務 福岡県北九州市 R5.6.7～R6.2.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 九州地方整備局開門航路事務所長 崎原 茂 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	令和5年6月7日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-6	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあつては、開発保全航路における船舶航行に精通し、整備事業を実施する場合の航行安全対策の検討に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	16,918,000	16,720,000	98.8%	公社	国認定	1	無	本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
R6デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務 千葉県松戸市五香西6-12-1 関東技術事務所 R5.6.9～R5.12.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 関東技術事務所長 小嶋 基佳 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和5年6月8日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R6デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務/河川財団・日本工営設計共同体は技術提案書をふまえ当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	21,384,000	21,120,000	98.8%	公財	国認定	1	無	本業務は、河川管理における技術力向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

石狩川流域における生態系ネットワーク形成の概略検討業務 北海道夕張郡長沼町ほか R5.6.24～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北海道開発局 札幌開発建設部長 高山 英範 北海道札幌市中央区北2条西19	令和5年6月23日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013300501887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる概略検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「石狩川流域における生態系ネットワーク形成を推進する上での留意点について」に対して総合的に高い評価を得た者を特定した。(公募)	27,940,000	27,940,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
九州管内道路管理効率化システム構築業務 九州地方整備局 R5.6.29～R6.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	令和5年6月28日	設計共同体 公益財団法人日本道路交通情報センター他1者 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、九州地方整備局管内における道路の日常管理を効率的かつ迅速に行うため、GISを活用した九州地方整備局管内で保有する各種業務データの情報を効率的に閲覧・共有するための道路管理効率化システムを構築するものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を25者が入手(ダウンロード)し、2者から参加表明書及び技術提案書が提出された。建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を選定した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。特に、「実施方針・実施フロー、工程表、その他の「実施手順」における工程計画について、最も優れた提案が行われたものである。よって、上記契約の相手方と契約を締結するものである。	13,266,000	13,266,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、道路管理の迅速化・効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、仕様書の記載内容の明確化を行うなど競争性を高める取組を実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。	無
令和5年度実践的な多自然川づくり推進に関する検討業務 中国地方整備局 R5.7.1～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 中国地方整備局長 藤戸 義貴 広島県広島市中央区八丁堀6-30	令和5年6月30日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」において取りまとめられた提言に基づき、新技術を活用した多自然川づくりの検討、技術資料の作成や人材の育成・普及啓発に係る仕組みの構築と試行を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求めた評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	58,014,000	57,970,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、多自然川づくりの高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
災害対応方策検討業務 新潟県新潟市 R5.6.30～R6.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長 山形 剛一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	令和5年6月30日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、新潟港湾・空港整備事務所が保有する船舶(以下 船舶という)とその他通信機器等が、災害対応において有効に活用できるよう検討し、対応手順等とりまとめるものである。また、災害時の陸路分断等を想定して、港の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送の災害対応支援を行う取組をとりまとめるものである。 本業務においては、災害対応の船舶やその他通信機器等の有効活用を検討し、港の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送の災害対応支援を行う取組をとりまとめるにあたり、高度な専門知識や幅広い経験が必要とことから、簡易公募プロポーザル方式による受注者の選定を行うこととし、技術提案書において当該業務について総合的に優れた提案を行った者として(公社)日本港湾協会を特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項の規定により、「(公社)日本港湾協会と随意契約を締結するものである。	27,503,709	25,520,000	92.8%	公社	国認定	1		本業務は、災害対応方策検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
令和5年度 河川環境の評価・分析に関する調査検討業務 R5.7.5～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 中部地方整備局長 福田 雅裕 徳島県名古屋市中央区三の丸2丁目5番1号	令和5年7月4日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号 本業務は、河川水辺の国勢調査データの蓄積、新技術等を活用した調査手法の進展、3次元地形データ等のデジタル技術の浸透などを踏まえ、河川環境の調査や評価・分析の高度化及び効率化について検討を行うものである。 上記業者は企画提案書の提出があった唯一の応募者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから特定したものである。	41,954,000	42,240,000	100.7%	公財	国認定	1		本業務は、河川水辺の国勢調査マニュアルの見直しといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 香川県高松市 R5.7.7～R6.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 代理 四国地方整備局総務部総括調整官 島井 和樹 香川県高松市サンポート3番33号	令和5年7月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	18,381,000	18,370,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、四国の海上における南海トラフ地震対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R5高台まちづくり整備促進検討業務 関東地方整備局 R5.7.13～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和5年7月12日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、高規格堤防整備と連携した高台まちづくりを推進していくための課題整理の実施方法や具体的な検討方法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5高台まちづくり整備促進検討業務リバーフロント研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	46,750,000	46,750,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、高規格堤防整備と連携したまちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組を実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に係る調査検討業務 北海道札幌市ほか R5.7.14～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北海道開発局 開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区8条西2	令和5年7月13日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (公募)	49,808,000	49,775,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、良好な河川空間とまち空間の形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局管内 R5.7.19～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当 北陸整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年7月18日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企画競争のための、左記業者と随意契約を行うものである。	16,192,000	16,192,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、越後平野生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度 鮎川流域生態系ネットワーク形成検討業務 大洲河川国道事務所 R5.7.19～R6.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 江川 昌克 愛媛県大洲市村中210	令和5年7月18日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鮎川流域における生態系ネットワーク形成の全体構想の検討に関して高度な専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	10,637,000	10,318,000	97.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、鮎川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
R5鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R5.7.25～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二本木1753	令和5年7月24日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川の河川整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R5鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パンフィクコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	24,519,000	24,508,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川整備手法の検討資料の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R5久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R5.7.26～R6.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 常陸河川国道事務所管内 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1982-2	令和5年7月25日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の変状を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の緊急治水対策プロジェクト等による整備を踏まえ、堤防点検を効率的・効果的に実施するための留意点について」の技術提案を求め、(簡易)公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・水設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものとする。	34,848,000	34,727,000	99.7%	公財	国認定	1	有	本業務は、河川管理施設の維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度九州管内港湾における港湾計画検討業務 福岡県福岡市 R5.7.26～R6.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和5年7月26日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010400500967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、要請される物流機能を確保するために必要な港湾施設の規模及び配置の検討が重要であり、専門的な技術が要求されることから、受注者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)についてプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最優であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	26,378,000	26,378,000	100.0%	公社	国認定	1	無	本業務は、港湾施設の規模・配置等の検討を行い、港湾計画策定に必要な資料をとりまとめるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
R5荒川下流河川管理用通路利用方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R5.8.3～R6.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	令和5年8月2日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川管理用通路(特に緊急用河川敷道路)において、緊急時の輸送路としての機能を確保しつつ、沿川のにぎわいづくりに資するため、河川管理用通路における河川敷利用者の利用を推進するための方策について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「同種又は類似業務の実績」、「配置予定技術者の資格・経歴・優良業務・手待ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力)の予定も含む」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	19,976,000	19,965,000	99.9%	公財	国認定	3	無	本業務は、河川管理用通路の利用といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

中国管内の港湾における災害対応対策検討業務 R5.8.2～R6.2.29 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 牧野 浩志 広島市中区東白島町14-15	令和5年8月2日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、航路啓閉作業にかかる様式の整理・検討や、広域港湾BCPポータルサイトを活用した情報共有の効率化検討を行うとともに、広域連携訓練の実施により明らかになった課題を整理し、航路啓閉の引きき及び広域港湾BCPの改定案の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公募を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	15,692,422	15,576,000	99.3%	公社	国認定	1	仕様上、特定の住所がなく、業務の対象範囲が広範囲にわたるため、場所を「一」として	本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 R5.8.4～R6.3.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 魚谷 憲 神戸市中央区海岸通29	令和5年8月4日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実を図るため、近年明らかになった災害リスクに対する連携の検討、大阪湾諸港被災時の支援を踏まえた広域的な連携の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対応行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が94者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に25者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、(公社)日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから(公社)日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	21,747,000	21,703,000	99.8%	公社	国認定	1	仕様上、特定の住所がなく、業務の対象範囲が広範囲にわたるため、場所を「一」として	本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
R5河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R5.8.8～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 小堀 基佳 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和5年8月7日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R5河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・パスコ・ニュージェック設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	51,403,000	51,139,000	99.5%	公財	国認定	1		本業務は、高度な河川維持管理技術方法の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
GNSS標高測量マニュアルの検討支援業務(インフラDX基盤) R5.8.7～R6.2.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 大木 章一 茨城県つくば市北郷1番	令和5年8月7日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川11-5-1	1010005004291	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 ・本業務は、公共測量での使用を想定している、精密重力ジオイドとGNSS測量から標高を得るGNSS標高測量マニュアルの作成のために必要なデータ取得及び分析を行い、その検討を支援するものである。本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い技術提案書の提出を招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、(公社)日本測量協会が資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し随意契約を締結した。	18,018,000	17,990,500	99.8%	公社	国認定	1		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
みなとカメラ機器更新検討業務 香川県高松市 R5.8.9～R6.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 池岡 知弘 香川県高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎 3階	令和5年8月9日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	15,954,495	15,840,000	99.3%	公社	国認定	1		本業務は、高松港における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
R5・R6利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R5.8.11～R6.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 小淵 康正 千葉県香取市佐原イ4149	令和5年8月10日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設の状態を点検により把握後、得られた点検結果を基に現状等を評価するとともに、現状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川管理施設が所要の機能を確保するための必要な修繕等を効果的・効果的に実施するための修繕計画等についてよりまとめるものである。また、選定結果等を収集・分析し、治水に支障があると考えられる重要な事業をとりまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R5・R6利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	22,165,000	21,912,000	98.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

令和5年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R5.8.17～R6.3.1 測量	支出負担行為担当 国土地理院長 大 木 章一 茨城県つくば市北郷1番	令和5年8月17日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川1-5-1	1010005004291	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 ・本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を選定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結した。	12,067,000	11,998,800	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度下開港係留施設配置検討業務 山口県下関市彦島迫町7丁目 R5.8.18～R6.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 九州地方整備局下関港湾事務所長 原 秀一 山口県下関市東大和町2-29-1	令和5年8月18日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、これらに関する豊富な知識及び高度な技術力を要することから、受注業者に対しては、1. 予定管理技術者の経験及び能力(資格、専門技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマ(下開港(西山地区)における港湾物流に対応した機能強化に向けて検討すべき事項)についての観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づき審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。	14,850,000	14,542,000	97.9%	公社	国認定	1		本業務は、下開港の物流・産業等の動向調査、港背後の高規格道路等の整備等の現状・将来を踏まえた係留施設等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
令和5年度川崎港臨港道路東開島水江町線航行安全検討業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R5.8.22～R6.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	令和5年8月22日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中央区住吉町4-45-1 関トリーセイビルビルⅡ 202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東開島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたりとりが要求されることである。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「工事中の航行安全確保を検討する上で着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においても最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約致したい。	13,334,676	12,969,000	97.3%	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものもある。今後は、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 新潟県新潟市 R5.8.28～R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 北陸地方整備局副局長 堀田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年8月28日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成することといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案の作成や事業継続計画に関する理解促進を図るための取組みの実施など、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	17,808,055	17,105,000	96.1%	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の実効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものもある。今後は、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 R5.8.30～R6.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当 中国地方整備局出雲河川事務所長 小谷 哲也 島根県出雲市塩冶有原町5-1	令和5年8月29日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、斐伊川水系の生態系ネットワーク全体構想推進方策の検討、協議会等の開催及びそのための資料作成等を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求めめる評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	20,900,000	20,900,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、自然再生事業といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

中国地方における内貨ユニットロード貨物輸送のあり方検討業務 R5.9.29～R6.2.29 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 牧野 浩志 広島市中区東白鳥町14-15	令和5年8月29日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、働き方改革関連法にかかる自動車運転業務の時間外労働の上限規制適用が2024年度から開始となることを受け、トラックドライバー不足に伴い、今後、国内における貨物流動については陸上輸送から海上輸送への転換が進むと見込まれることから、中国地方における内貨ユニットロード貨物(内航RO-RO、内航フェリー、内航フリート)の需要動向を分析するとともに、その需要動向を踏まえた必要な港湾施設のあり方を検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕核を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、事後開始の公募を行ったところ、2社から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	22,778,860	22,704,000	99.7%	公社	国認定	2	仕様上、特定の住所がなく、業務の対象範囲が広範囲にわたるため、場所を「一」としている。	本業務は、働き方改革関連法にかかる港湾施設のあり方といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点核の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
令和5年度関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 神奈川県横浜 R5.9.9～R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	令和5年9月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾BCP協議会において策定した東京湾BCPの実行性を高めるため、具体的な行動や役割分担を新たに検討し、行動手順書を作成するものである。東京湾BCP協議会構成員において当局が実施する訓練計画の作成、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた課題の整理を行う。また、東京湾BCP協議会の運営補助を行う。本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、東京湾及び東京湾沿岸部に影響を及ぼす首都直下地震や大規模地震発生後の東京湾内の航行支援に関して総合的な知見を有していることが必要となる。よって、港湾の事業継続計画に関する専門的な知見を有する者から、「首都直下地震及び南海トラフ巨大地震発生後、東京湾内の開発保全航路等において航行ルートの啓開順位の設定手法を検討するための留意点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	20,647,000	20,570,000	99.6%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の事業継続計画といった政策目的の達成のために必要な支出であり、(参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど)競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
港湾機能継続計画の効率的向上検討業務 宮城県仙台市 R5.9.7～R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区木町3-3-1	令和5年9月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、コンテナ貨物の代替輸送に係る具体方策の検討、ならびに検討成果の实效性確認の為の訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂案の作成を行うものとする。また、本業務の検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものとする。本業務の契約手続きとしては、「簡易公募型プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明書の提出があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針・実施フロー等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	16,158,707	16,126,000	99.8%	公社	国認定	1		本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、コンテナ貨物の代替輸送に係る具体方策の検討、ならびに検討成果の实效性確認の為の訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂案の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点核の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	有
R5水環境改善施設検討業務 江戸川河川事務所管内 R5.9.29～R6.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 向安 弘弘 千葉県野田市宮崎134	令和5年9月28日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他14者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、江戸川・坂川における水環境改善施設の今後の方向性(取り組み)について検討するものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とことから、古ヶ崎浄化施設及びふれあい松戸川利用用の検討手法などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により競争を行った。R5水環境改善施設検討業務日水コン・リバーフロント研究所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	27,258,000	24,948,000	91.5%	公財	国認定	2		本業務は、河川における水環境改善といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点核の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
都市におけるパブリックスペースの有機的連携効果の評価に関する調査業務 R5.10.6～R6.2.22 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 佐々木 陸 茨城県つくば市旭1	令和5年10月5日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人日本交通計画協会他23者 東京都文京区本郷3丁目23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、パブリックスペースの機能及び有機的連携効果に関する整理、有機的連携の状態を把握するための現地調査の実施、有機的連携効果の評価指標の整理、有機的連携効果の評価手法の基本構成の整理及び今後の運用、改善方策の整理等を行うものである。本業務の実施にあたっては、パブリックスペースの有機的連携効果に関する評価指標を整理できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(協大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、上記相手方は、入札説明書を改めた19名のうち、本業務の「技術提案書審査要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	11,374,000	10,318,000	90.7%	公財	国認定	1		本業務は、パブリックスペースの有機的連携によるまちなかエリアの価値向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点核の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。	有

<p>宿毛湾港みなとかメランシステム等設計業務 高知県高知市R5.10.6～R6.3.15建設コンサルタント等</p>	<p>分任支出負担行為担当 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 副所長 横山 肇 高知県高知市種崎674</p>	<p>令和5年10月6日</p>	<p>公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5</p>	<p>7010405000967</p>	<p>会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)</p>	<p>21,527,000</p>	<p>20,900,000</p>	<p>97.1%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、宿毛湾港における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。</p>	<p>有</p>
<p>四国における次世代高規格ユニットロードターミナル形成に向けた適用性検討業務 香川県高松市R5.10.11～R6.3.15建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当 四国地方整備局長 森 浩哉 香川県高松市サンポート3-33</p>	<p>令和5年10月11日</p>	<p>公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5</p>	<p>7010405000967</p>	<p>会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)</p>	<p>12,682,710</p>	<p>12,639,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>都市における多様なモビリティの調和および都市空間の調和に関する調査業務 R5.10.26～R6.2.22土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 坂本 隆 茨城県つくば市1</p>	<p>令和5年10月25日</p>	<p>協同提案体(設計共同体) 公益社団法人日本交通計画協会他1者 東京都文京区本郷3丁目23-1</p>	<p>8010005003758</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多様な地区特性を踏まえた新たなモビリティの選択や効果的な接続・配置のあり方とあわせて既存公共交通を含むこれら交通システムと都市空間との調和のあり方について検討するため、新たなモビリティに関する基礎情報の整理、多様なモビリティ間の連携および街路空間との調和に関する調査、都市交通システムの高度化に向けた課題と今後の方向性の整理等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、モビリティの乗り継ぎ箇所における利用者の移動行動(出入り前後を含む)を継続的に把握する観測調査を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。その結果、入札説明書を交付した27者のうち3者から技術提案があり、それらについて業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記相手方が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのにも最もふさわしい相手方であると判断された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。</p>	<p>11,935,000</p>	<p>11,825,000</p>	<p>99.1%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>本業務は、多様なモビリティの連携および都市空間との調和による都市交通システムの高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。</p>	<p>無</p>
<p>R5-9河川情報共有構築・活用検討業務 国土交通省関東地方整備局管内R5.11.15～R10.3.31土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当 関東地方整備局長 藤巻 浩二 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当 北海道開発局開発部長 山下 一夫 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当 北陸地方整備局長 藤巻 仁彦 新潟県新潟市中央区東御所11-1-1 支出負担行為担当 中部地方整備局長 藤巻 孝彦 静岡県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当 中国地方整備局長 坂本 隆 岡山県岡山市中区大平前1-1-41 支出負担行為担当 中国地方整備局長 中嶋 剛 広島県広島市中区上八丁町9-90 支出負担行為担当 福岡地方整備局長 坂本 隆 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当 九州地方整備局長 坂本 隆 鹿児島県鹿児島市本町2-10-7</p>	<p>令和5年11月14日</p>	<p>設計共同体 公益社団法人河川財団他4者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理業務の効率化を図るための河川情報共有支援ツールの整備手法について技術提案を求めたため、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R5-9河川情報共有構築・活用検討業務河川財団・日本工営・ニュージェック・バスコ・八千代エンジニアリング設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画」その他及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R5-9河川情報共有構築・活用検討業務河川財団・日本工営・ニュージェック・バスコ・八千代エンジニアリング設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。</p>	<p>2,199,560,000</p>	<p>2,199,483,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川管理業務の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>松山湾みなとかメランシステム検討業務 愛媛県松山市R5.11.17～R6.3.15建設コンサルタント等</p>	<p>分任支出負担行為担当 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 所長 近藤 徹 愛媛県松山市海岸通2426-1</p>	<p>令和5年11月17日</p>	<p>公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5</p>	<p>7010405000967</p>	<p>会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)</p>	<p>16,038,000</p>	<p>15,730,000</p>	<p>98.1%</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、松山湾における施設管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。</p>	<p>有</p>

<p>浜尾遊水地環境及び利活用実態調査検討業務 福島河川国道事務所管内 R5.12.14～R6.3.15 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 東北地方整備局 福島河川国道事務所 長 丸山 和基 福島県福島市黒岩字 榎平36番地</p>	<p>令和5年12月13日</p>	<p>浜尾遊水地環境及び利活用実態調査検討業務 福島河川国道事務所管内 R5.12.14～R6.3.15 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>1010005018655 6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、浜尾遊水地の環境及び利活用等の現状を踏まえ、魅力ある水辺空間・地域の賑わい創出に向け、多様な主体との連携・協働による維持管理及び利活用促進の方策を検討するため、左記業者と随意契約を行うものである。</p>	<p>10,318,000</p>	<p>10,230,000</p>	<p>99.1%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>本業務は、河川環境保全・維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。</p>	<p>無</p>
<p>R5・R6荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務 関東地方整備局管内 R5.12.19～R6.12.13 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 荒川上流河川事務所 長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12</p>	<p>令和5年12月18日</p>	<p>設計共同体 公益財団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定が行われた。 R5・R6荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務日水コン・日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえ該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>41,844,000</p>	<p>41,844,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、自然再生地の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>亀の瀬地すべり対策事業推進方策検討業務 自)大阪府柏原市 峠地先～至)大阪府柏原市雁尾峠地先 R6.1.17～ R6.7.31 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 大和川河川事務所 長 山本 浄二 大阪府柏原市大正2-10-8</p>	<p>令和6年1月16日</p>	<p>公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、亀の瀬地すべり対策事業において、地域の観光資源や民間事業者等と連携して実施するインフラツーリズムの拡大に向け事業目標を設定し、目標達成に向けた取組について検討を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、3者から参加表明書の提出があり、3者が参加資格を有していた。参加資格を有するその3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p>	<p>23,980,000</p>	<p>23,980,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>3</p>	<p>本業務は、事業の推進及び運営の方策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>琵琶湖管内河川管理施設監理検討業務 滋賀県大津市黒津4-5-1 R6.1.23～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 長 菅公 崇敏 滋賀県大津市黒津4-5-1</p>	<p>令和6年1月22日</p>	<p>協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事業を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p>	<p>19,778,000</p>	<p>19,778,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、河川管理施設の監理検討事業推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。</p>	<p>有</p>
<p>大和川維持管理DX手法とりまとめ業務 大阪府柏原市大正2-10-8(大和川河川事務所管内) R6.1.31～R6.6.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 大和川河川事務所 長 山本 浄二 大阪府柏原市大正2-10-8</p>	<p>令和6年1月30日</p>	<p>協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大和川の堤防管理・河運管理に関する効率化・高度化を図ることを目的として、DX手法の導入および実現化に向けた検討・とりまとめを行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低67者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に40者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p>	<p>20,889,000</p>	<p>20,889,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p>本業務は、河川維持管理のDX化を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。</p>	<p>有</p>

令和5年度博多港船舶航行安全検討業務福岡県福岡市博多港高・空港整備事務所R6.2.7～R6.3.28建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官九州地方整備局博多港高・空港整備事務所長 森住 直樹福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	令和6年2月7日	公益社団法人西部海難防止協会福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操船、工事工法、公衆への影響等を踏まえた総合的分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注業者においては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)2. 実施方針(業務理解度、実施手順)3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務を実施するにあたり最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	19,354,520	19,140,000	98.9%	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
令和5-7年度 那賀川流域生態系ネットワーク検討業務 那賀川河川事務所R6.2.15～R7.12.25土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 那賀川河川事務所長 安永 一夫徳島県阿南市領家町室の内390	令和6年2月14日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施には、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公財による技術提案書の提出を求めたところ1社の応募があり、求める技術内容等に合致した優れた提案であると認められたため、上記業者を特定し、随意契約を行うものである。	26,994,000	26,994,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、那賀川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度 柿田川自然再生事業検討業務 R6.3.8～R6.12.27土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 森嶋 亨静岡県沼津市下香貴外原3244-2	令和6年3月7日	共同提案体(設計共同体)公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、柿田川自然再生事業における効果検証及び課題を抽出し、柿田川自然再生事業の改訂を実施、改訂結果を踏まえて狩野川総合水循環整備事業再評価資料を整理するものである。 上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案結果において、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れたことから特定したものである。	29,854,000	29,810,000	99.9%	公財	国認定	2	本業務は、良好な河川環境を保全・創出しネイチャーボジティブに貢献するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しや契約準備期間等の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。更に仕様書の記載内容の明確化や参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
淀川生態環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R6.3.29～R7.3.28土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知実大阪府枚方市新町2-2-10	令和6年3月28日	公益財団法人河川財団 近畿事務所 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に37者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	43,956,000	43,956,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、淀川の水環境を保全及び再生するための達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有
円山川河川管理施設監視検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先地(豊岡河川国道事務所管内) R6.3.29～R7.3.14土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 荒谷 芳博兵庫県豊岡市幸町10-9	令和6年3月28日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、監視結果等を収集・分析し、重要な事業を抽出しより長期的河川管理を実施する。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	25,498,000	25,498,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていものである。今後は、契約準備期間等の確保に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することや所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。